

中川村通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



平成27年 1 月

中川村通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「中川村通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が協議して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- (1) 長野県駒ヶ根警察署
- (2) 長野県伊那建設事務所
- (3) 中川東小学校（学校代表者、PTA代表者）
- (4) 中川西小学校（学校代表者、PTA代表者）
- (5) 中川中学校（学校代表者、PTA代表者）
- (6) 中川村建設環境課（建設係）
- (7) 中川村総務課（危機管理係）
- (8) 中川村教育委員会（総務学校係）

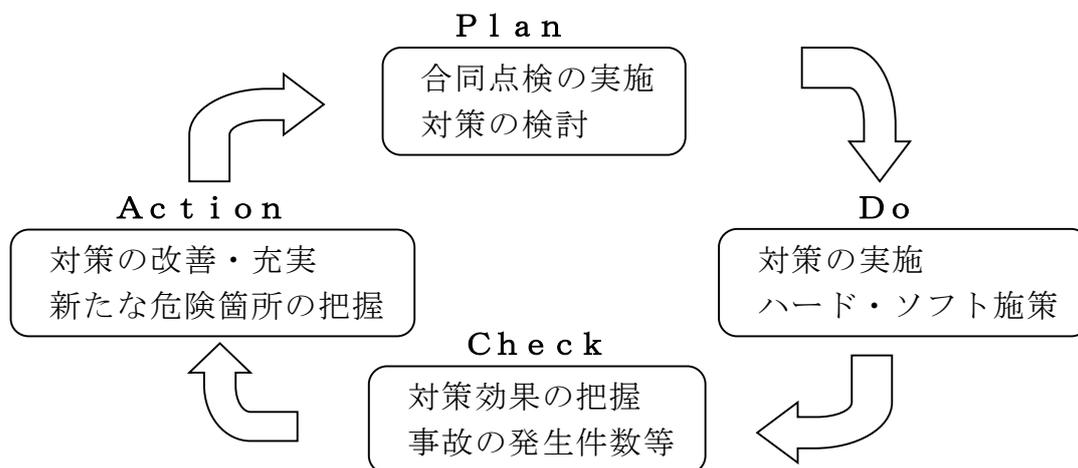
3. 取組方針

- (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

村内の小・中学校を対象に、下記の日程で毎年合同点検を実施します。

7月～8月 → ○地域、保護者、児童生徒、学校職員の連携による通学路

安全点検を実施し、危険箇所等の抽出を行います。

○学校は点検結果をもとに、点検依頼書を作成し村教育委員会に提出します。

9月～10月 → ○点検依頼書をもとに、学校、警察、道路管理者等で合同点検を実施し、危険要因を明らかにします。

区 分	危 険 要 因
交通安全	I 道路の構造に関すること II 交通安全施設に関すること III 利用者のマナーに関すること
防 犯	I 道路周辺環境に関すること II 不審者発生事案に関すること

効率的・効果的に合同点検を行うために、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

学校毎に、学校、保護者、道路管理者、警察等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとにハード対策、ソフト対策について通学路安全推進会議の中で検討します。

ハード対策	ソフト対策
ア 道路、歩道の整備・改良	A 通学路の見直し
イ 防護柵の設置 (ガードレール、縁石、ポール等)	B 児童生徒への安全教育
ウ 路面標示等の設置 (外側線、グリーンベルト等)	C 交通取り締まり、交通安全啓発
エ 標識、看板の設置	D 保護者、地域、学校職員等による街頭指導
オ カーブミラーの設置	E 下草刈り、植栽の剪定
カ 横断歩道の設置	F 所有者、管理者への改善依頼
キ 信号機の設置	G 防犯パトロール
ク 水路、側溝の有蓋化・改良	H その他
ケ 街灯、防犯灯の設置	
コ その他	

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

◆ハード対策完了目標の設定目安

①短期（1年未満）②中期（1年～3年）③長期（3年以上）

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、関係者等に対しアンケートや聞き取り等の手法を用い、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

学校毎の点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために学校毎の「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

【別添資料】

別添1 対策一覧表

別添2 東小学校区対策箇所図（作成中）

別添3 西小学校区対策箇所図（作成中）

別添4 中学校区（中学校のみの独自通学路）対策箇所図（作成中）